

キャリアシステムの廃止

～ 民主制国家を支える国家公務員の育成のために～

いとう まこと
伊藤 真（伊藤塾塾長、

法学館憲法研究所・法学館法律事務所所長弁護士）

1 キャリアシステムをどのように理解、評価しているか。

明治以来、近代国家を作り上げ、敗戦を挟みながらも高度経済成長を遂げることができたのはキャリアシステムに負うところが少なくない。欧米という目指すべきモデルがあり、その「正解」にいかにか短時間で効率よく到達するか。それがキャリアたちの使命であり、高文試験にしる上級試験にしる、そういう能力を試す試験としては一定の成功を収めてきた。



他方で70年代頃までは、物質的豊かさが国民の幸せの鍵を握ると考えられた。そして、そのためには官僚が一定の規格で業界を主導する手法が求められた。それが高度経済成長に結びつき、人々の生活を「豊か」にさせたのである。

しかし、個人の尊重、平等主義や民主主義の理念を核にする憲法が社会に浸透しつつある今日では、キャリアシステムは転換期にきているように思われる。

物質的な豊かさが一定水準に到達する一方で、個人の尊重という憲法価値が社会に浸透してくると、人々は、人間性や自分らしい生き方という、精神的豊かさ、「個」を重視するようになった。民主主義の定着と相まって、もはやキャリアに求められるのは、規格に基づいて効率よく「正解」に達し、それを国民に提供することではなく、複雑な社会から聞こえてくる多様な声に向き合い、問題点を発見し、「個」に対応した「それぞれの正解」を見つげ出すことである。さらに、平等主義が進化すると、採用時に選ばれた特権者だけが「出世」を約束される不平等さが、今日では強く意識されるようになってきている。

以上を要するに、キャリアシステムがかつて一定の成果を収めたことは積極的に評価するが、今日ではその役割を終え、廃止する方向で転換する時期に至っていると考える。

2 キャリアシステムの廃止のためにどうすべきと考えているか。

国家公務員制度改革基本法によれば、採用試験は「総合職試験・一般職試験・専門職試験」に区分され、総合職試験は「政策の企画立案に係る高い能力」を試す試験であるとされている。この法の文言は、従来、慣行上存在したキャリアシステムを「総合職試験」として正面から法制化したと読むこともできる。

この基本法の下でキャリアシステムの弊害が出ないようにするには、ひとつには総合職

試験合格者数を現状の国家 種試験よりも増やすべきである。総合職合格者が特権的意識を持たないようにするためである。

さらに、実質的にすべての人を総合職試験で採用し、能力次第で昇進を判断してもよい。東京都の昇任制度がそうである。「入り口」では 類～ 類の区分で採用試験が行われるが、入都一定期間後、すべての職員が、昇級試験を受験して管理職にチャレンジすることができる。政策の企画立案に係る能力の有無は実際の仕事ぶりから判断できることが多いので、このような仕組みには合理性がある。

そもそも「入り口」の試験問題自体も再検討が必要ではないだろうか。憲法が浸透した今日、「ひとつだけの正解」を効率よく発見する能力よりも、生の素材から問題点を発見し、様々な解決方法を探し出し、その適否を比べるような能力こそが「政策の企画立案に係る高い能力」に比較的近いのではないかと思われる。様々な資料を与えてそこから必要な情報を選別し、ある程度の時間をかけて、自分の論理で結論を導く力を試すような出題を検討してみたらどうであろうか。政策の企画立案や業務管理能力は、たしかに実際の職務遂行を通じて身につく面があることは否定できないが、そのような問題解決能力を試した方が、少なくとも、旧来の一般知能や一般知識の問題で「ひとつだけの正解」を導き出す能力を試すよりは、今日求められる公務員に必要な資質に近いものを見つけることができるのではないかと思われる。

3 民主制国家を支える国家公務員の育成に何が大事と考えているか。

公務員の選定・罷免は国民固有の権利である（憲法 15 条 1 項）。明治憲法時代に官吏は「天皇の使用人」とされたが、日本国憲法は公務員が「国民の使用人」であることを明らかにしているのである。

国民の使用人たるキャリア公務員は、高度経済成長期までは、物質的豊かさと先進国水準を追い求めてきた。キャリア公務員たちの目線は企業と外国にあった。それが「国民の使用人」としての役割の果たし方だった。

しかし、人々の価値は憲法価値の浸透に従って、精神的豊かさや「個」を重視することに変化した。もはや公務員は、目線を直接に個々の国民に向け、生の声をしっかり把握しなければならない時代になっている。そのような、目線の転換こそが、国家公務員に求められている。もし従来通りに、国民とは別の方向を見ながら行政を行うようでは、それこそ、一般市民の常識・利益（市民的公共）とはかけ離れた、「官」の歪んだ想念（官の公）を形成し、民主的運営を第一とする公務に深刻な悪影響を及ぼすことになるだろう。

そもそも今回のキャリアシステムの廃止もそれ自体が目的なのではなく、あくまでも憲法価値を実現できる公務員となるための手段にすぎない。憲法は個人の尊重（憲法 13 条）を根本価値とする価値の体系である。価値を実現するためには高い志がなければならない。そして志とは特権意識ではなく、人々に仕える心に他ならない。国民目線で、国民に共感しつつ、人権、平和、民主主義という価値を具体化していく能力を持った専門家集団に率いられた国家においては国民の幸せの総量が確実に増えるはずである。